定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年二月十四日

神戸市中央区琴ノ緒町五丁目六番二一号

株式会社クークー

代表取締役社長　鎌塚　大典

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年二月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年二月十四日

福岡市中央区天神二丁目一三番一号

前田証券株式会社

代表取締役社長　林田　隆

限定承認公告

本籍福島県福島市野田町四丁目一二八番地、最後の住所福島県福島市仲間町五番五号

被相続人　亡　清野　千代

右被相続人は平成二十三年十月一日死亡し、その相続人は平成二十四年二月六日福島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十四日

福島県福島市仲間町五番五号

限定承認者　清野　進司

限定承認公告

本籍千葉県木更津市江川七九〇番地、最後の住所千葉県木更津市江川一四〇三番地三

被相続人　亡　近藤　藤男

右被相続人は平成二十三年十二月十七日死亡し、その相続人は平成二十四年一月三十一日千葉家庭裁判所木更津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十四日

千葉県富津市下飯野七一三番地一五

限定承認者　近藤　守

限定承認公告

本籍東京都西東京市東伏見二丁目五九九番地、最後の住所東京都武蔵野市境南町四丁目一五番三―二〇六号境南マンション

被相続人　亡　筒井　湧三

右被相続人は平成二十二年八月一日から十日までの間に死亡し、その相続人は平成二十四年二月三日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十四日

京都府京都市南区久世殿城町五七五番地三

向陽グランドハイツ七一九号

限定承認者星野豊子

成年後見人　齊藤　一恵

限定承認公告

本籍大阪市平野区長吉六反五丁目一七四番地二、最後の住所大阪市平野区瓜破一丁目八番二〇―六〇三号

被相続人　亡　綾　信義

右被相続人は平成二十三年十一月十日死亡し、その相続人は平成二十四年一月二十七日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十四日

大阪市平野区瓜破一丁目八番二〇―六〇三号

相続財産管理人　綾　信行

限定承認公告

本籍神戸市中央区北野二丁目一六番、最後の住所兵庫県尼崎市塚口町二丁目三六番地の二

被相続人　亡　拝原美喜子

右被相続人は平成二十三年七月二日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月十三日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十四日

兵庫県伊丹市行基町一丁目一一二番地イスズハイツベル千僧五〇五号

相続財産管理人　拝原　崇範

任意清算公告

当社は、平成二十四年一月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年二月十四日

東京都八王子市南陽台二丁目八番一号

東北八幸食品合資会社

代表社員　青島　洋全

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年九月二十八日付官報の号外第二〇九号八十五頁に掲載されています。

平成二十四年二月十四日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

フェリスプロパティー特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年四月十八日付官報の号外第八十二号四十六頁に掲載されています。ただし、当社は平成二十三年六月十四日付で商号変更したため、変更前の商号オポチュニティ13特定目的会社として掲載されています。

平成二十四年二月十四日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

舞鶴プロパティー特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年三月十八日付官報の号外第五十四号百二十五頁に掲載されています。

平成二十四年二月十四日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ジャパン・アセット・テン・ホールディング特定目的会社　取締役　長縄　順一

訂正公告

平成二十三年十二月二十二日(号外第二七九号)掲載の弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し中、元木伸元会員の登録取消し(月日)「11月4日」とあるは、「11月3日」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年二月十四日　日本弁護士連合会

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十三年十二月二十二日(号外第二百七十九号)公布厚生労働省令第百五十二号(東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則)				
(原稿誤り)				
五下		終りから三	又は	若しくは

五ページ下段終りから三行目から二行目中「放射線業務従事者であった者が放射線業務従事者」は「放射線業務従事者であった者、電離則第七条第一項の緊急作業に従事する放射線業務従事者及び同条第三項（電離則第六十二条の規定において準用する場合を含む。）の緊急作業に従事する労働者（以下この条においてこれらの者を「緊急作業従事者」という。）若しくは緊急作業従事者であった者又は電離則第八条第一項（電離則第六十二条の規定において準用する場合を含む。）の管理区域に一時的に立ち入る労働者（以下この条において「一時立入労働者」という。）若しくは一時立入労働者であった者が放射線業務従事者、緊急作業従事者又は一時立入労働者」の誤り。

五ページ下段終りから二行目中「放射線業務従事する際」は「放射線業務に従事する際、電離則第七条第一項の緊急作業に従事する際又は電離則第三条第一項に規定する管理区域に一時的に立ち入る際」の誤り。

八ページ上段二六行目の「改める。」は「改め、「含む。）」と」の下に「、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第二十七条第二項及び第二十八条第二項中「離職するとき」とあるのは「離職するとき（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務の提供を終了するとき」と」を加える。」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十四日付第三三号六四ページ●同日付政府調達第二九号一六ページ●二十三年十二月九日付（第一七九回）衆会追録四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）本号一部一三六円（本体一三〇円）（配送料別）